

【委員会記録】

丸若委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(11時13分)

これより、危機管理部関係の調査を行います。

この際、危機管理部関係の2月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】(資料①②③)

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計予算
- 議案第26号 徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について
- 議案第27号 徳島県食の安全安心推進条例の一部改正について
- 議案第71号 平成23年度徳島県一般会計補正予算(第5号)

【報告事項】

- 平成24年度新規事業の採択結果について(資料④)
- 徳島県震災対策推進条例(仮称)素案の概要について(資料⑤⑥)
- 徳島県地震防災・減災対策行動計画の策定について(資料⑦⑧)
- 徳島県地域防災計画の見直しについて(資料⑨)

中張危機管理部長

危機管理部から2月定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元には、説明資料がその2を含め2冊、委員会資料がその1からその7までお配りさせていただいております。

まず、県土整備委員会説明資料について、御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

まず、平成24年度における危機管理部の主要施策の概要につきまして、御説明申し上げます。

第1点目は、災害・危機管理対応能力の強化についてであります。

千年に一度の大規模災害に備えるため、被害想定を見直すとともに、津波による被害の防止策を実施する市町村の総合的支援を図ってまいります。また、県民が一丸となって、災害に強い徳島づくりを実現することを目的とした徳島県震災対策推進条例(仮称)の制定に向け、検討を行ってまいります。さらに、東日本大震災の教訓を踏まえた、より実践的な内容の総合防災訓練や各種避難訓練、広域連携に基づく訓練を実施するなど、災害・危機管理能力の強化を図ってまいります。

第2点目は、災害時等における初動体制の充実についてであります。

災害時の安否確認サービスであるすだちくんメールや総合情報通信ネットワークシステムなどの各種情報ネットワークを活用し、初動体制の迅速な確立を図るとともに、本庁内に防災・危機管理センター(仮称)を

整備し、災害対策本部の機能強化を図ってまいります。

第3点目は、災害時の情報提供・共有体制の強化についてであります。

東日本大震災を踏まえ、総合情報通信ネットワークシステムを再整備するとともに、安心とくしまネットワークシステムの災害等への耐障害性の向上を図り、情報提供・共有体制の強化を推進してまいります。

第4点目は、地域防災力の強化についてであります。

孤立化が想定される地域に臨時ヘリポートや衛星携帯電話を整備する市町村を支援するほか、とくしま防災フェスタなどの啓発事業の実施や地域の防災リーダーの養成を行うとともに、自主防災組織の結成促進と活動の活性化を図り、地域防災力の強化を推進してまいります。

第5点目は、防災教育に対する総合的支援についてであります。

県立防災センターに、新たに、とくしま防災人材センター(仮称)を設置し、防災リーダーなど、学校や地域をリードする防災人材を育成するとともに、県職員等が出向く小中学校まなぼうさい教室の開催や熱意のある教員を防災教育推進パートナーとして登録・支援するなど、防災教育に対する総合的支援を行ってまいります。

第6点目は、防災施設等の管理運営についてであります。

防災センターや南部防災館を活用し、県民の防災意識の啓発につなげるほか、消防学校において、消防職員・消防団員の業務遂行に必要となる技術や知識について教育訓練を行ってまいります。

第7点目は、消防保安体制の充実についてであります。

消防の広域化や消防救急デジタル無線の整備を推進するとともに、消防フェスティバル開催事業の実施を通して、将来の地域防災の担い手の育成を図るなど、本県消防力の強化を図ってまいります。また、消防防災ヘリコプターの効果的な運用を行うとともに、危険物を取り扱う事業者等の保安意識の高揚に努め、事故の発生を防止してまいります。

第8点目は、食の安全・安心の総合的推進についてであります。

食品の産地偽装を徹底して防止するため、科学的な産地判別技術を活用した食品表示の監視パトロールを実施するとともに、食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上を図るための研修会を開催いたします。また、消費者への正しい情報提供や消費者と事業者の相互理解を促進し、生産から消費に至る一貫した食の安全・安心対策を推進してまいります。

第9点目は、消費者政策の推進についてであります。

県民の消費生活における安全・安心の確保のため、消費者トラブルへの迅速、的確な対処を行うとともに、消費者への啓発・広報活動の強化などに取り組んでまいります。また、消費者問題を地域で解決するため、県内各地域に、「地域版」消費者情報センターの機能を構築し、消費者行政の充実を図ってまいります。

第10点目は、交通安全対策の推進についてであります。

交通事故総量を減少させるため、県民の安全意識の高揚を図るほか、県民総ぐるみによる交通安全運動を実施し、交通事故防止に努めてまいります。特に、幼児から高齢者に至る各年齢層に応じた交通安全教室を実施するとともに、各交通安全運動において、交通ルールの遵守と交通マナーの向上対策を推進いたします。

以上が、平成24年度の危機管理部の主要施策の概要でございます。

続きまして、3ページをごらんください。

平成24年度一般会計についてであります。

危機管理部は一般会計のみとなっております。

平成24年度一般会計予算の総額は、総括表の左から2列目、A欄の一番下、計の欄に記載のとおり、17億4,122万7,000円となっております。前年度当初予算額と比較いたしますと、5億1,546万6,000円の増額、率にして142.1%となっております。

なお、前年度当初予算が骨格予算として編成されたものであることから、参考としてお配りしております平成24年度当初予算額と前年度6月補正後予算額を比較した委員会資料(その1)をごらんください。表の一番下、計の欄に記載のとおり、平成24年度当初予算額と前年度6月補正後予算額との比較では、1億7,175万5,000円の増額、率にして110.9%となっております。増額の理由といたしましては、南海地震防災課で、具体的な防災・減災対策を行う基礎資料とするための地震動被害想定調査事業に要する経費4,500万円や、消防保安課で、県内各消防本部等の消防救急無線のデジタル方式への移行を支援するための消防救急デジタル無線整備事業に要する経費2億円が増額となっていることが主な要因となっております。

次に4ページをお開きください。

課別主要事項説明についてであります。

課別に、主な事項について、概要を御説明申し上げます。

なお、これ以降の表では、平成23年6月補正予算の計上があった場合について、参考のため、5ページの欄外、一番下でございますけれども、記載のとおり、「B 前年度当初予算額」の欄などの下段に括弧書きで平成23年度6月補正後予算額などを記載しております。

まず、危機管理政策課でございます。

(目)防災総務費の摘要欄③の総合情報通信ネットワークシステム運営費におきまして、安心とくしまネットワークの再構築及び総合情報通信ネットワークシステムの再整備などに要する経費として、1億1,989万5,000円を計上いたしております。

5ページをごらんください。

その他、給与費などの計上を合わせ、危機管理政策課の予算総額は8億7,998万9,000円となっております。

6ページをお開きください。

南海地震防災課でございます。

(目)防災総務費の摘要欄①防災対策指導費におきまして、徳島県防災・危機管理センター(仮称)の設置などに要する経費として、1億7,096万7,000円を計上いたしております。また、②防災センター運営費におきましては、3,875万3,000円を計上しております。

7ページをごらんください。

(目)社会福祉総務費におきましては、摘要欄①の災害救助法施行費として、5,758万4,000円を計上いたしており、その他を合わせまして、南海地震防災課の予算総額は2億7,943万9,000円となっております。

8ページをお開きください。

消防保安課でございます。

(目)防災総務費の摘要欄①航空消防防災体制運営費におきまして、消防防災ヘリコプターの運航、管理に要する経費として、1億 5,299 万 7,000 円を計上いたしております。

次の(目)消防指導費におきましては、摘要欄①消防指導費におきまして、消防救急デジタル無線の整備など、消防活動の充実強化を図るための経費として、2億 1,909 万 8,000 円を計上しております。

その他を合わせ、消防保安課の予算総額は、4億 3,827 万 2,000 円となっております。

10 ページをお開きください。

県民くらし安全課でございます。

(目)消費者行政推進費の摘要欄①消費者行政推進費におきまして、県民に分かりやすい消費者行政推進事業や地域における消費者情報センター機能の強化を図るための経費などとして、7,894 万円を計上するとともに、摘要欄②消費者情報センター運営費におきましては、3,944 万 7,000 円を計上いたしております。

(目)運輸交通対策費におきましては、交通安全運動の実施や交通マナーの向上など、交通事故防止を図るための経費として、1,263 万 4,000 円を計上いたしております。

11 ページをごらんください。

(目)食品衛生指導費におきましては、食の安全・安心について、消費者の理解を深めるための経費として、389 万 8,000 円を計上いたしております。

次に、(目)園芸蚕業振興費におきましては、とくしま食品表示Gメン設置事業など、食品表示の適正化を推進するための監視活動や研修の実施に要する経費として、705 万 8,000 円を計上いたしております。

以上、県民くらし安全課の予算総額は1億 4,352 万 7,000 円となっております。

12 ページをお開きください。

その他の議案等といたしまして、条例案を2件提出予定いたしております。

1点目は、徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正でございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

2点目は、徳島県食の安全安心推進条例の一部改正でございます。

食品の原産地の偽装表示を防止し、県民が安心して営むことができる食生活の確保に資するため、食品の適正表示に関し、食品関連事業者の責務を明確化するとともに、科学的な手法による試験を行うことができるとするなど、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、県土整備委員会説明資料(その2)について説明いたします。

平成 23 年度一般会計補正予算について、先議をお願いするものでございますが、これは、昨年 12 月に公表いたしました徳島県沿岸における津波高暫定値及びことし1月公表の暫定津波浸水予測等を踏まえ、緊急地震津波対策を前倒しで実施し、防災・減災対策をさらに加速するものでございます。

資料の1ページをごらんください。

危機管理部における補正予算案といたしまして、一番下の計の欄の左から3番目の欄に記載のとおり、3,560 万円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は 23 億 9,829 万 9,000 円となっております。

ます。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に、2ページをお開きください。

補正予算の各課別主要事項について、御説明申し上げます。

南海地震防災課におきまして、摘要欄①防災対策指導費の誘導ヘリサイン緊急整備事業などに要する経費として、3,560万円を計上いたしております。

3ページをごらんください。繰越明許費についてでございます。

南海地震防災課におきまして、今回補正する防災対策指導費について、全額繰り越しをお願いするものであります。事業の早期発注に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、この際、4点御報告を申し上げます。

1点目は、平成24年度新規事業の採択結果についてでございます。

お手元の委員会資料(その2)をごらんください。

県行政全般にわたる政策的な新規事業について、企画段階において、有効性や必要性などの観点から政策協議を行い、A、B、Cの3段階で事業採択がなされております。危機管理部関係の新規事業の採択結果につきましては、「1 平成24年度新規事業採択の概要」とおりとなっております。これらの採択結果を踏まえ、平成24年度当初予算編成の中で、さらに事業内容や仕組みの改善等を行い、平成24年度当初予算案に盛り込みました。今後とも限られた財政状況の中、有効性や必要性が高く、予算措置が必要と考えられる新規事業の企画、立案に努めてまいります。

2点目は、徳島県震災対策推進条例(仮称)素案の概要についてであります。

委員会資料(その3)をごらんください。

去る2月15日に、第3回徳島県震災対策推進条例(仮称)策定検討委員会を開催し、本日お手元にお配りしております素案を検討いただいたところであります。本条例素案は、「東海・東南海・南海」三連動地震や中央構造線活断層地震などの大規模地震に備え、自助・共助・公助の役割を明確化し、各主体相互の連携・協働を促進すること、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、防災の概念に減災の視点を加えた、より実効性のある具体的な対策を推進することによりまして、県民の生命・身体を守る、災害に強い地域社会の実現を目指しております。構成といたしましては、目的、基本理念等を記載した総則を初め、災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策の各段階ごとの県民、自主防災組織の役割、学校等、事業者、県及び市町村、それぞれの役割・責務を記載しております。

また、本条例には、土地利用に関する規制を盛り込むこととしており、今議会において、委員各位の御意見をお伺いするとともに、市町村長からも御意見を直接お聞きするなど、県民や関係機関の意見を幅広く聴取し、条例の策定に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、条例の素案の本文につきましては、委員会資料(その4)として、お手元にお配りしておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目は、徳島県地震防災・減災対策行動計画の策定についてであります。

委員会資料(その5)をごらんください。

平成18年3月に、徳島県地震防災対策・行動計画を策定しておりましたが、東日本大震災の課題と教訓

を踏まえ、切迫する三連動地震に備えるため、これを抜本的に見直し、新たに徳島県地震防災・減災対策行動計画として、素案を取りまとめたところであります。

「2 策定の視点」といたしましては、地震津波・減災対策検討委員会の中間取りまとめにおける 300 項目を超える課題と対応策を初め、関西広域連合や国における検討経過を踏まえ、新たに取り組む課題の抽出や継続事業の改善見直し等を行い、できるだけ具体的な計画となるよう配慮いたしました。

「3 計画の概要」でございますが、三連動地震に備え、死者ゼロを目指すことを理念とし、中・長期的に取り組む課題も見据え、平成 32 年度までの計画といたしました。

素案に盛り込んだ事業数は、総事業数 345 項目で、旧計画に比べ、155 事業増の 182% 増となっております。

今議会での御議論を踏まえ、年度内に策定したいと考えております。

なお、行動計画の素案の本文につきましては、委員会資料(その6)として、お手元にお配りしておりますので、よろしく願いいたします。

4 点目は、徳島県地域防災計画の見直しについてであります。

委員会資料(その7)をごらんください。

昨年 12 月 27 日に、国の防災基本計画が見直しされたことを受け、本県においても徳島県地域防災計画の見直しに着手したところであります。

見直しの方針としましては、国の防災基本計画を初め、地震津波・減災対策検討委員会の 300 項目を超える課題と対策や、関西広域連合で策定予定の関西・防災減災プラン等をそれぞれ反映させつつ、修正していくこととしております。

見直しのポイントとしましては、裏面下段の修正案の左側をごらんください。

現行の震災対策編を地震・津波対策編と改めるとともに、想定される災害である三連動地震対策と直下型地震対策に分け、それぞれに予防、応急対策、復旧復興の各段階の災害対応を記述していくこととしております。

表に戻っていただきまして、今後の予定でございますけれども、本年秋を目途に見直しを終えたいと考えております。

なお、今後出されるであろう国の指針等を踏まえまして、一般災害対策編に原子力災害対策計画を設けることとしております。

以上、御報告を申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

丸若委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

元木委員

徳島県防災・危機管理センター(仮称)設置事業で、当初予算 3,900 万円、2月補正 100 万円が計上されておりますけれども、この事業の具体的な内容、あるいは、これまでも類似の事業が過去にあったかと思うんですけれども、その事業との違い、どういった利便性、向上が図られていくのかというような点と、この事業が実際に効果的なものとなるためには、ほかの組織との連携が不可欠であると思っております。消防ですとか自衛隊ですとか、そういった関係機関との連携のあり方、あるいは、ほかの組織の管理センターの設置の状況等について、教えていただけたらと思います。

楠本南海地震防災課長

危機管理センター(仮称)設置事業でございます。

東日本大震災、それから、和歌山等での大規模な台風災害という大規模災害に対応するためには、県庁組織だけではなく、多くの機関との連携が必要でございます。関西広域連合でありますとか四国各県、中四国。ソフト対策としまして、応援協定、それから、合同の訓練等を実施してまいりました。特に、自衛隊、海上保安庁、消防という機関との連携が非常に重要でございます。

そのためには、現行の災害対策本部室、これは 405 会議室でございますが、このスペースだけでは、機能的に大規模災害時には各機関との連携とか情報を共有化するためには、拡充しないといけないというのが教訓でございます。

具体的に言いますと、県庁4階の危機管理部、それに既存の 405 会議室を含みます災害対策本部室の機能を見直しまして、3階に災害対策本部スペースを移設したいと考えております。それと、関係機関が多く来ますので、そういった対応としまして、4階及び 11 階に自衛隊や消防等、関係機関の活動室を設け、連携して防災対策ができるよう機能強化を図りたいと考えております。

災害対策本部会議、これは意思決定を行うところでございますが、3階特別会議室を改修して、災害の情報モニターやテレビ会議システム等の通信設備を整備しまして、3階を対策本部会議スペースとすると。あと、4階、11 階に既存の会議室等を集約しまして、災害時には防災機関の活動室、自衛隊、国、海上保安部、消防、関西広域連合など、他府県からの支援要員、それから、重要なライフライン機関などの関係機関が使用できるようにすることと考えております。

まず、設計に関しまして、2月補正で 100 万円をお願いしているところでございます。

元木委員

ぜひ、効果的な事業となりますように、県民の方々にも周知しながら、関係機関と、とにかく、せっかくテレビも立派なものを入れるということですので、テレビ会議等、そういったものが効果的になされるように取り組みをお願いします。

次に、地域医療・孤立化対策緊急ヘリポート整備モデル事業で 2,000 万円ということなんですけれども、このヘリポート整備の具体的な箇所がどこになっておるのかという点と、ヘリポートの整備手法、市町村との役割分担ですとか費用負担等、どういった手法で進めていかれるのか。あるいは、今回はモデル事業というようなことでありますけれども、今後、次年度に向けて、どういった展開で進めていかれるおつもりなのか、お伺いいたします。

楠本南海地震防災課長

まず、緊急ヘリポート整備モデル事業でございますが、来年度から救急医療として、ドクターヘリも運用されることになっております。

ヘリによりますと、ヘリの機能とか大きさによりまして、ヘリポートの必要なスペース等というのが変わってきます。徳島県におきましては、自衛隊基地がありますので、自衛隊ヘリというのも活用することができます。その場合、河川敷でありますとか、臨時的なヘリポートを確保しておりますが、そういったやや大きな自衛隊ヘリも活動できるようなスペースを確保するというのがねらいでございます。

まず、山間部の孤立化が想定される地域におきまして、例えば、廃校になっております小中学校等、そういったものを関係市町村と協議しまして、適地の選定を進めてまいりたいと考えております。

そういったスペースがあれば、ヘリが降着する際に、私も経験してありますが、小石が飛んだり、物すごい砂じんが巻くとか、そういったこともございますので、そこにコンクリート舗装をするでありますとか、芝生を植えるとか、それから、進入の際に障害となります樹木とかフェンス、こういった今あるものを撤去すると。そういった大規模な工事が伴わなくても整備が可能なものから順次進めていきたいということで、平成 24 年度、25 年度、2カ年の緊急対策として取り組みたいと考えております。

整備目標につきましては、年 10 カ所、20 カ所程度ということで、補助率は2分の1としております。

場所選定は、市町村と協議し、また、ヘリによる関係機関等と協議しながら、進めていきたいと考えております。

元木委員

この事業につきましては、かなり県民、私の地元のほうでも周知が図られてきておりまして、ぜひ、うちの地元にとこのような声も幾つかございます。皆さん、基本的には整備が必要どころがほとんどなんですけれども、ある程度はボランティアというようなことで、地元の方の力をかりて整備ができるものと思っておりますので、そういった方の力をうまく活用するような取り組みということで、支援をお願いできたらと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、孤立化集落対策に関して、衛星通信支援モデル事業ということで、これも 10 カ所、100 万円ということですが、これもまだ具体的な箇所等は決まっていないのでしょうか。

楠本南海地震防災課長

孤立化対策。まず、ヘリポートの整備、それから、通信の確保というのが必要でございます。衛星通信を整備するということで、24 年度、孤立化集落対策としまして、衛星通信支援モデル事業というのを考えて、まず、国におきまして、地域防災力向上支援事業というのがございまして、国から上限2分の1補助がございまず、それに対しまして、残りの2分の1を県4分の1、市町村4分の1ということで、市町村における導入に財政的な軽減を図るという目的でございます。

あと、予定箇所に関しましては、現在、要望等をお聞きしてございます。現在でも、ある程度、要望が出ておりまして、今後、市町村へもお聞きしながら、事業を展開していきたいと考えております。

あと、予算でございますが、来年度になりますと、現在、費用が導入に 20 万か 30 万というところで、初期導入だけでしたら補助を有効に使えば、かなり進むと思うんですが、ランニングコストというのが 5,000 円くらい月にします。年間 6 万円というところが、かなりふやすとランニングコストがかかるということで、その点も今、他の衛星携帯電話会社からランニングコストも月 2,000 円程度、導入価格も 10 万未満くらいで計画しているとも聞いておりますので、そういった状況も勘案しながら、なるべく多くの市町村で導入が進むように周知、協議を図っていきたいと考えております。

元木委員

全部で 465 集落、孤立のおそれのあるところがあるということでございますけれども、市町村の担当者等、市町村によつての温度差というのもあるかと思っておりますので、できるだけ幅広く、むらがないような形で普及を進めていただけたらと思います。

最後に、この 2 つ、一緒に。安心とくしまネットワーク 2.0 構築事業 4,500 万と総合情報通信ネットワークシステム再整備事業 4,200 万というようなことで、約 1 億のネットワーク関連の新規事業が計上されています。

先般、我が会派でも韓国のほうに視察に行かせていただいたんですけども、そこでも勉強させていただいて、今、サムスン電子がすごい急激な勢いで伸びておいて、スマートフォンが 1 つの起爆剤となって、日本以上のスピードで所有者がふえておるというようなお話を伺ったところでございます。まさに、この災害時のネットワークの強化というのが求められておるのかなあと、こういう気がいたしております。

この事業については、私自身、昨年も一昨年も、情報政策課ですとか、あるいは商工労働部等でも関連の事業の予算がある程度ついておったのかなあと思っておりますけれども、県内の方でインターネット環境を持っていない方もいらっしゃるんで、そういった方をどうするのかなあとか、そういった普及を進めていくような取り組みがまず必要なんじゃないかという思いを持っておったようなところでございます。

つきましては、今回この 2 つの事業によって、どういった効果を見込まれておるのかということと具体的な内容とあわせてちょっとお聞かせいただきたいというようなことと、コストが縮減されるというようなことで、それぞれの事業、説明資料にも書かれておるんですけども、どの程度のコスト縮減を想定されておられるのか。また、今後の見通しについて、お伺いをいたします。

近藤危機管理政策課長

来年度の情報通信関係の新規事業につきまして、御質問をいただいております。

まず、安心とくしまネットワーク 2.0(仮称)構築事業でございます。ちなみに、2.0 とは、バージョン 2、今が 1 代目でございます、バージョン 2 という意味でございます。

本県におきましては、災害対応のホームページでございます安心とくしま、安否確認用のツールでございますすだちくんメール、来年度、本格稼働を予定しております災害時情報共有システム等をまとめて、安心とくしまネットワークと呼んでございます。これらにつきましては、南海地震に備えまして、4 年前より、そのサーバーをアメリカに設置いたしておるところでございますけれども、その契約が平成 24 年 10 月に終了いたすというところでございます、この終了を契機といたしまして、最新のクラウド技術を活用して、県庁ホームページとともに、この安心とくしまネットワークの 2 つを県庁内サーバーと遠隔地クラウドの 2 か所に並行して運

用することによりまして、庁舎被害の有無に左右されない、確固たる情報基盤を確保するとともに、災害時におけるアクセス集中時の負荷分散などを図りたいと考えてございます。

また、この機会をとらえまして、安心とくしまネットワークの技術基盤につきましては、本県が開発をいたしておりますジョールリに統合し、より効率的な保守、運用によりまして、経費節減等を検討したいと考えてございます。

もう一つでございます、総合情報通信ネットワークシステムの再整備事業につきまして、御説明をさせていただきます。

去る3月11日、東日本大震災が発生し、想定をはるかに超える地震や津波の襲来によりまして、さまざまな情報の収集、発信、共有などが円滑に行えず、行政の災害対応に大きな支障が出たということを踏まえまして、本県の災害時における情報通信、情報共有体制を抜本的に再構築し、災害に強い情報システムを構築したいと考えてございます。

災害時における通信のまさに命綱となるとともに、県内における震度の情報でございますとか、河川の水位などの災害情報の収集基盤体制となっているのが総合情報通信ネットワークシステムでございます。

現システムにつきましては、自治体衛星通信機構が運用する衛星系無線を平成7年、県が独自で運用しております地上系無線を平成8年にそれぞれ整備をいたしており、現在この2系統で運用しておりますけれども、いずれも老朽化が進み、早急に整備が必要でございます。

東日本大震災の場合、例えば、岩手県の場合でございますと、各合同庁舎間などの53拠点で通信が途絶え、県庁と釜石の間では6日間、大船渡、宮古に至っては回線復旧までに約1カ月半を要したということで、災害時の初動対応に大きな支障が出たと言われております。

その原因といたしまして、平成14年度に地上系無線を廃止し、有線を中心とした体制に切りかえていたということが要因であったと言われております。

本県の再整備に関しましては、災害時の最低限の通信を確保しながら、既に整備を行った他県との状況も参考にしながら、さまざまな経費節減策、新たなIT環境の変化などにも即応した形で整備を行いたいと考えておりまして、来年度におきましては、その基本設計委託経費といたしまして、4,300万円を計上させていただいておるところでございます。

それで、経費節減につきましては、ランニングコストの縮減ということで、安心とくしまネットワーク2.0の場合でございますけれども、ランニングコストの縮減については大きな課題と考えておりまして、今、2つの縮減を考えております。

クラウド化によるコスト縮減というところでございますけれども、さまざまな選択肢の中から最適なクラウドサービスを選ぶことによって、従来よりコストダウンを図ることが可能であると考えておりますので、その辺も今後検討させていただこうということと、ジョールリへの情報基盤の統一でのコスト縮減ということでございまして、これにつきましては、独自のシステムで安心とくしまネットワークは構築しておりますけれども、運用実績が豊富なジョールリの技術基盤に統合することによりまして、共通コストが抑えられ、保守コストの縮減が図られるものと考えてございます。

以上でございます。

元木委員

最近は、アメリカでもフェイスブック等の新しい取り組みが爆発的に、世界的な広がりを見せておりまして、まさにネットワークの時代かなと思っております。私は、どちらかという、取り残されたほうというところで、余り詳しいことは知らない素人なんですけれども、ぜひ、私のような素人でもわかりやすいようなシステム設計といいますか、使い便利のいいネットワーク体制を構築していただきたいなあと思っておるようなところでございます。

それと、コストの話なんですけれども、あくまでも通信の話ですので、余りランニングコストで、毎年毎年、多額の予算を伴うようなことにならないように、できるだけ最小の経費で、最大限の効果をというようにことで、しっかりと取り組んでいただけますように要望して終わります。

丸若委員長

ここで、午食のため休憩します。(11 時 53 分)

丸若委員長

再開いたします。(13 時 08 分)

近藤危機管理政策課長

失礼します。

午前中に元木委員からの質問に対し、御回答をさせていただきましたが、その中で言及いたしました、本県が独自に開発した情報システムであるジョールリに関して説明不足でございましたので、もう少し説明をさせていただきますと思います。

これは、平成 21 年 7 月に、本県が中心となって開発をしたシステムでございまして、ジョールリの名前につきましては、人形浄瑠璃の 3 人遣いのように、ホームページを後ろでしっかりと支えるという意味が込められているようでございまして、本県におきましては、このシステムをホームページの管理でございまして、行政に関する内部管理事務、例えば、出勤簿管理でございまして、電子決裁、電子メールの処理、全庁掲示板の確認など、日常的な業務において、活用しているところでございます。

なお、このシステムにつきましては、本県だけの使用ではなく、活用を希望する自治体 などへも提供しておるところでございます。

(「どれくらいの普及率」と言う者あり)

本県の場合、市町村のほうに提供いたしておりまして、11 の市町村にジョールリ基盤という形で提供しておるところで聞いてございます。

(「ダウンロードができるん」と言う者あり)

これは行政向きのシステムということで、県内の 11 の市町村にお使いをいただいております。また、ほかの県からも引き合いがあるということでは聞いてございます。

丸若委員長

それでは、質疑を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

扶川委員

1つは、今、御説明をいただいた条例のことでお尋ねします。

国の法律に基づいて、警戒区域、特別警戒区域を定めることになったわけですが、今後、徳島県の指定に向けたタイムテーブル、手続、条例の施行もあわせて、どんなふうな流れになってくるのか説明してください。

楠本南海地震防災課長

条例につきましては、今議会、素案という形でお出ししております。ここで、御意見を伺いまして、また、市町村、それから、パブコメなど県民の皆様方の御意見をお聞きして、案という形でまとめて、その後に議会のほうに提案させていただきたいと考えております。

国の津波防災の地域づくりの法律は、12月27日に施行されておりますが、あと、国土交通省におきます技術指針等が今現在パブコメ等も募集しておりますので、国のほうの法律の各施行関係等を、法律関係は見ながらになると考えております。

扶川委員

時期はいつなんですか、条例のほう。大体、めどを教えてください。

楠本南海地震防災課長

条例につきましては、今議会、素案の御意見をいただきまして、繰り返しになりますが、市町村の御意見を伺う。それから、県民の方、直接意見を伺う。その後、法令等も精査しまして、その後、議会に御提案するというので、はっきりとした時期というのは決まっておりませんが、一番早くて来年の6月議会と考えております。

扶川委員

一番早くて、来年6月議会なんですね。

警戒区域と特別警戒区域の指定は、具体的にいつごろなんですか、見通しとしては。これは、法律の関係、指針の関係もあるんでしょうけれども、大体、いつごろを考えておいたらよろしいですか。

楠本南海地震防災課長

法律の関係、それから、指定しなければならないではございませんので、条例におきまして、県知事は速やかに指定するというようにしておりますので、法律施行及び条例施行になってからと考えております。

扶川委員

わかりました。

来年の6月以降に具体的な話になっていくということなんですけれども、この条例あるいは法律の枠組みで、例えば、集落の移転とか土地の利用規制とか、そういうようなものが必要になってくる場合に、財政面はどういう手当てがされようとされておるんですか。国、県、それぞれの考え方を教えてください。

楠本南海地震防災課長

そういった規制をする場合には、必ず財源措置も必要と考えております。国に対して、この法律に基づく対策をする場合には、国のほうで措置がされると考えております。また、国に対しても、そういった財源措置について、提言してまいりたいと考えております。

あと、土地利用規制に関しましても、そういった場合の各種規制の法律等との調整が必要であると考えております。

扶川委員

今度の条例の中に、津波の問題だけでなく活断層の問題も入ってますけれども、活断層の関係でいうと、法律では津波だけになっていて、条例で上乘せしたというようなイメージなんですか。それとも、法律にもかかわってくるんですか、この活断層の条文というのは。

楠本南海地震防災課長

活断層に関しましては、法律にはございませんが、この活断層に関しては、今の案としましては、県のほうで情報提供と指導をするというような案でございます。活断層に関しましては、具体的に、都道府県では現在のところ、そういった規制条例というのは策定はされておられません。ただし、いろんな土地利用に関しましては、各種法律がありますので、そういった点を十分に検討する必要があると考えております。

扶川委員

情報提供を受けて、活断層の真上にあるということがわかった場合に、住民の方は非常に不安になるわけです。それに対して、何らかの対応を住民の方がしようとする場合に、危ないとわかっておるけれども、どうすることもできないということが起きてくるかもしれませんよね。そういうときに何らかの支援措置というのがあってもいいんじゃないかと私は思うんですけど、そのあたりは県単独の施策であるとする、どんなふうにお考えなんですか。

楠本南海地震防災課長

まだ今、素案でございますので、いろんな御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えておりますが、まず、活断層、直下型地震でございますので、阪神・淡路で大きく活断層の地震というのが出ました。その対策は、やはり耐震化の促進であると考えております。耐震化に関しましては、県におきまして、耐震診断でありますとか耐震補強に対して、市町村と歩調を合わせまして、そういった支援制度も設けておるところでござ

います。

扶川委員

津波の避難を妨げる地域について、東京都が全国で初めて、その沿線沿いの、重要な道路のふちの耐震診断を義務づけるみたいな条例をつくったみたいなのを読みましたけれども、私も県北部、鳴門市、北島町、松茂町、徳島市、小松島市までぐるっと、県が発表したマップ、新しい想定に基づいて、どういうことを現場で悩んでおられるかってことを聞いて回ったんですけども、住宅の耐震化が進まないで悩んでおられる。例えば、活断層の真上にあるなんてことがわかった場合に、耐震化したくてもなかなかそのお金がないなんてことが出てくるわけですから、ますます、そういう耐震化制度の充実っていうのが必要になってくると私は思うんです。

この条例の中に、活断層との関係、あるいは津波の避難路との関係で、耐震診断の義務づけとか、そういうふうなことは検討されなかったんですか。

楠本南海地震防災課長

今、素案でございます。具体的な対策というのは、県の行動計画等で耐震化を促進するということで進めてまいりたいと考えております。

耐震化、これは費用もかかるものでございますので、義務づけというものは難しいのではないかと考えてございます。あくまでも、推進、促進をしていくのが基本であると考えております。

扶川委員

耐震化の義務づけっていうのは、そりゃあ難しいでしょうけれども、例えば、避難路周辺の耐震診断の義務づけとか、そこまでは東京都もやっているじゃないですか、重要な道路の前ですけど。もう一步踏み込んだことをやらないと耐震診断も耐震化も進まないのではないかと私は思いますので、条例に盛り込む中身として、そういうことがあってもいいんじゃないかと、私の意見として申し上げておきたいと思います。

それから、回っておって、悩ましい問題としてあるのが、今、各自治体で災害時要援護者の把握というのはほぼできつつあって、今年度システム化の補助ももらって、機械にデータ入力しているなんていう自治体も見てきましたけども、問題はその情報が自主防まで提供されるに至ってないところも。小松島の見ていった範囲では、どこもその段階までいっていませんでした。個人情報ですので、どういう形で自主防の方にその情報を提供したらいいのか、一定の指針なり、ルール化が要るんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えですか。

楠本南海地震防災課長

災害時要援護者情報の台帳化、システム化というのを進めております。これは、具体的には、保健福祉部のほうで進めております。御質問にありましたように、災害時におきまして、災害時要援護者の方の所在安否を確認して、適切な援助を行うためには、平常時から市町村、それから、地域の自主防災組織を初めとする機関との間で情報を共有するということは非常に重要であると考えております。

ただし、個人のプライバシーの保護というのも一方で重要な課題であります。

国におきましては、災害時要援護者の避難支援ガイドラインというのを策定しておりまして、この中では、個人情報保護の観点も踏まえまして、自分での手挙げ方式と情報をどういうふうに使うかというのを同意してもらおう同意方式と、限られた関係機関で共有するという3つの方式を示しておりまして、市町村におきましては、それぞれの方法を決定して、複数の方法を組み合わせるなど、取り組んでいただいております。

あと、自主防災組織、これは任意の組織でございますので、法令上の守秘義務等が課せられておりませんので、要援護者の方の共有に関する理解や信頼を深めるためにも自主防災組織に、ちょっと表現はあれなんですけれども、他の目的に使わないというような誓約書を出していただくとか、そういったことを活用して、守秘義務を活用するというようなことで、最低限必要な情報に関しては共有化を進めていくというようなことを今検討しております。

扶川委員

例えば、集まっている情報の中で、最小限必要な情報だけを自主防の方に提供する。こういう細かいことまでは必要ないってことまで集まっているわけですよ、実際は。何が必要で提供すべきもので、何が提供すべきものでないのか、そのあたり、やっぱり一定の考え方があってもいいんじゃないのか。

例えば、その人が常時飲んでる薬、病気の情報なんていうのは共有すべきものなのか、すべきでないのか。単にそこに、そういう病名だけ知らせればいいのかとか、それから、その人がそこにいるという位置の情報だけ知らせればいいのかとか、いろんな段階があろうかと思うんです。それは、同意すればどこまでも提供してもいいとか、それは全部、市町村の個々の判断に任せられているものなんですか。それとも、国のマニュアルで一定の枠がはめられているものなんですか。あるいは、県として何らかの考え方を持っているんですか。

楠本南海地震防災課長

私もすべてのそういった細かい点まで把握しておりませんが、基本的には、国において、内閣府において、情報の取り扱い方、ガイドラインを定めております。

あと、県におきましては、お配りした素案は分厚いものでございますが、行動計画の中で災害時要援護者対策の推進ということで、また、災害時要援護者支援対策マニュアルの見直し等を進めていくと。その中で、いろいろ、市町村とも話ししながら、そういった情報の共有化というのを進めていくように聞いております。

扶川委員

もうちょっと詳しいところは、また後日、議論できたらと思いますが、あと、悩んでおられるのが避難場所の確保です、それぞれの自治体が。特に、今度、浸水エリアが広がりますので、あるいは浸水するところの深さが深くなりますので、従来、避難場所としていたところが不適當になったり、あるいは新たに確保する必要が出てきたりということで悩んでおります。

今、避難ビルの指定の状況というのは、県下どんなふうになってるんですか。

楠本南海地震防災課長

津波避難ビルの指定数でございますが、平成 23 年 10 月末現在でございますが、徳島県は 280 棟しております、これは全国でも5位ということで、5番目の数でございます。

扶川委員

特に、エリアが広がった、私どもの住んでる板野郡とか鳴門市、松茂とか川内なんかは一気に広がったわけですけど、どうやって確保するのかっていうことで、これから苦勞するわけです。津波避難ビルの指定を受けることによって、何らかのメリットがあってもいいんじゃないかと。それから、今は十分機能がない場合も、これは予算にも入っておるようですが、階段をつけるとか、ビルに。それから、自動的に解錠する仕組みをつくるとか。そういうものも備えておけば便利になるわけですけども、そのあたりの、津波避難ビルを持っている方に対する何らかのメリット、何らかの支援策というのは今どうなってるんですか。

楠本南海地震防災課長

津波避難ビルの指定に関しましては、それぞれ協力をしていただくということで、市町村のほうで所有者の方に御理解をいただき、指定しております。

あと、今回の東日本大震災を受けまして、国におきまして、また新たに津波避難ビルの指定のガイドラインというのを検討しております、その中でも、津波避難ビルに対しての助成でありますとかいうのも一部検討されているように聞いております。

ただ、私どものほうに関しましては、津波避難ビルだけでなく、津波避難施設の整備ということで、今議会にも提出させていただきますように、避難路の整備でありますとか、避難施設の整備ということを市町村がする場合に、助成措置をさせていただくこととしております。

私のほうも各市町村とか自主防をお伺いしまして、今回の浸水高を受けて、見直しをされるということで、来年度、そういった整備を促進させるという市長のほうもお伺いをしておるところでございます。

扶川委員

津波避難ビル指定のガイドラインという国のやつを見ましたけども、津波が来る方向には逃げないという前提で、その前提のエリアを設定して、定員と歩く速度の計算をして、カバーできる範囲を確定していく。それで、カバーできないところは、おっしゃるように施設を新たにつくっていく必要があると。これはわかるんですけど、やっぱり今、例えば、松茂とか徳島市とかなんかで一番現実的なのはビルの指定なんです。施設なんか幾らつくっても足りないくらいの人口があるわけですから。その津波避難ビルの指定、それから促進に関する取り組みっていうのは、うんと強めていかなければ命が救われないということになるんじゃないかと思えます。

今、国として、その助成についても検討中であるということですが、県としても、もっと積極的に支援制度っていうのを検討されるべきではないかと私は思います。そのあたりを検討していただくように引き続き求めておきたいと思えます。

あと、聞いて回った中では、水門、樋門、陸閘の閉鎖の問題のいかにかかわって、県の所管するものがたくさんあって、それを消防団とか企業の方とか、そういう方が閉めに行くことについて、非常に恐怖感がある。それをどう解決していくかというのが問題だということがあったと思うんですが、これは県土整備部のほうで議論したいと思います。

それから、住宅の耐震化についても、具体的なことは住宅課に聞きたいと思うんですけど、この行動計画で、前から言えますけども、目標が住民の要望に100%こたえるってなってるんですよね、耐震化。住民の要望があった分には全部お金はつけるけども、必要なものをいつまでにやり切るっていう計画になってないんです。これは、やっぱりおかしいと思います。あらゆる手だてをとって、できるだけ早く、昭和56年以前の建物で、耐震化の必要がある建物っていうのを、耐震化し切るっていうことをしないと、具体的には命が救えないわけで、もう自己責任だから言うてこない人は知らないよというのでは済まないと思うんですけど、ちょっと基本的なこの計画の考え方に疑問を感じるんですけど、そのあたり、いかがですか。

楠本南海地震防災課長

県有施設など、県においてできる事業、これは数値目標を定めまして、耐震化っていうのを年次的に計画しております。あと、民間でそれぞれの住居、これに対して、目標は100%耐震化を進めることによって、被害が少なくなるということで進めていきますが、なかなかそういった数値というのを定めにくいものに関しましては、新たに耐震シェルターを支援対象に加える、それから、リフォームとあわせてするというように、県民の方が耐震化に取りかかりやすいような、そういった御要望に対して、こたえていって耐震化を促進するというような計画でございます。

扶川委員

強制的にはできませんから、そりゃ、わかるんですけども、しかし、数値の目標がないというのはやっぱりおかしいんじゃないかと。啓発して、取り組んでいただいて、数値を上げていくわけだから、行政のほうが決めて、そのとおりやっていくというのは、そりゃ、難しいでしょうけども、しかし、あらゆる手だてをとって、ある数字、この目標には近づいていこうという姿勢が求められるんじゃないかと私は思うんですけど、それを達成しようということを、数値目標を持って、住民に呼びかけていくと。何か、住民の要望に100%対応、木造住宅の耐震化も耐震診断も耐震改修も、それから、簡易耐震化も全部そうってます。これはちょっと、いかなものかなと、私は思います。これも時間がありませんので、引き続き、具体的なことは住宅課のほうで議論したいと思います。

あと1つだけ。

津波の到達のことで、私、新聞記事を読んでおってもよくわからないんで教えてほしいんですけども、第1波が到達する時間のことが少し問題になったということで議論されておりました。見直しによって、20センチの変動があるのは、むしろ時間が早くなったんだと、10分くらいのところが四、五分後になったと。ところが、第1波が最大になる時間は遅くなったというようなことで、わかりにくいというようなことが議論されたようです。具体的に、そこに住んでいる住民にとったら、一体何分間逃げる余裕があるんだろうかっていうことを、ごくごく具体的に知りたいわけなんです。第1波の最大波が何メートル出てますけど、第1波が最大になるこ

ともあるんでしょ、2波、3波もあるから。今度の想定で、第1波の想定が、例えば、3メートルとなっておるところで、その後、最大でその何倍も来ることになっているところもあるわけでしょ。これは、そうなるんですか。第1波の最大が文字どおり最大波になっておる、そういうこともあり得るんじゃないかと思うんですけど、それはどういう根拠で第1波の最大波っていうのは求められているんですか。住民は、第1波の最大波というのが何分後だから、それまでに逃げればいいやと、こう考えとればいいんですか。

楠本南海地震防災課長

今回、津波到達時間を出したときに、従来、出している20センチ到達時間というのが、はっきり言えば、それらをお出しできていなかったと。各県によりましては、津波到達時間の出し方で、津波警報以上の50センチ以上になる時間を出しているところもございます。それと、第1波の最大波の到達時間を出す意味は、香川県のほうで、第1波が19センチくらいになると。これは20センチと精度誤差なんですけど、第2波で20センチを超えるということになれば、第2波が20センチ到達時間といえれば遅いイメージがするので、第1波の最大波というのを、エリアによりまして、第1波の最大が20センチ未満であれば、到達時間が第2波のほうで20センチ以上になるので、遅いイメージがあるということで、徳島県におきましては、津波注意報に該当するような20センチ以上の到達時間とイメージをしていただくために第1波の最大波、それと、第2波、その他も含めまして、最大の津波高というのを公表させていただいております。

到達時間に関しましては、20センチ以上になれば避難に支障が出てくるということで、到達時間は20センチの時間を公表しております。よく出しているのが、20センチ未満っていうのは海面変動というようなイメージだけで、通常でしたら、20センチくらいの津波が来れば、津波なしと気象庁は出しますので、20センチ到達時間だけ出せば、住民の方は20センチだからというイメージがあるので、第1波でも続けて20センチが来て、最大何メートルまでになるというようなことで、両方お出しして、その点は、住民の方にわかりやすく、なるべく説明会等で説明をしているところでございます。

扶川委員

よくわからんですけど、要するに、最初、20センチの波が来る時間っていうのと2種類出していて、第1波の最大波が来る時間がこのくらいだと。その最大波が、予想では3メートルでも、6メートル、9メートルになることもあり得るわけで、とにかくその最大波が来るまでには逃げ切っておかなければいけないと、こういうことですね。そういう理解でよろしいんですね。

楠本南海地震防災課長

余裕というのは、やはり目標値が要るんですが、とにかく大きな地震であれば、揺れ終わったら速やかに避難をしていただくことで、何分あるからというような普及啓発ではなくて、とにかく沿岸部で揺れがあれば、すぐに逃げてくださいとお願いしているところでございます。

扶川委員

もう時間があと10分ほどしかないのをやめますけども、大体わかりましたが、県南のほうで集落ごと移転

が必要であるかどうかみたいな議論をする上でも、第1波の最大波がいつっていうのは、やっぱり検討材料になるんじゃないかと思うんです。それが、文字どおり最大波になった場合に、それでやられちゃうわけですから、それまでに逃げ切れるかということを検討せないかんんじゃないかと思うんです。

だから、そこを厳密に知っておきたかったわけです。

あとは、また県土整備部のほうで議論したいと思います。

重清委員

先日、津波高を出していただきまして、うちのほうでは18メートル、20メートルという数字が出ておりますんで、土地や財産はもう仕方がないと。とにかく逃げんかという意識が高まっておりますんで、県も18メートル、20メートル、15メートルを出したところ、きっちりとした避難対策を考えていただきたい。避難困難地域も多数ありますんで、どうするかを早急に考えていただきたいと要望しておきます。

1点、この震災対策推進条例、これを来年の6月までに出すというんですけど、活断層に対する土地利用の適正化等とありますけど、津波は今回もうのけておくんですか。津波の規制は、入ってくるんですか。今、学校とか病院とかいろいろ建設場所を考えていかないかんとするときに、規制がかかるかどうか。

そこら、どういう条例をつくろうとしているのか、お伺いをいたします。

楠本南海地震防災課長

津波に関しましては、国の津波防災地域づくり法案というのが通っております、そこで知事はイエローゾーン、オレンジゾーン、それと、市町村長が特別警戒区域、規制が入りますレッドゾーンというのを定めることができます。そうならば、そういった特定の施設とか、要援護者の方の施設でありますとか、それから、防災拠点施設、病院施設等に関しましては規制と、これはまちづくりの法律なので、防御をどうするのかという法律になっておりますので、具体的には、そういったことを定めれば、当区域の施設に関して規制がかかるようになります。

重清委員

ということは、国で去年できた法律ですか、それで、県がするかどうかを決めるということで、この条例には盛り込まないと、津波に対しては、その法律でいくという解釈でいいと思うんですけど、国に対して徳島県は、今、津波が来るというイエローゾーンやレッドゾーンがありますけど、そこらに対して、学校とか病院とか老人ホームとか、そういう施設に関してやる予定ですか。それとも、しないのか。県はどういう考えでおるんですか。

楠本南海地震防災課長

県としましては、条例におきまして、津波に関する土地利用規制というのが案で、これは法律に準拠する形で今、条例案に上げております。法律では、知事、市町村長はできる規定でございますが、今の条例案では、法律に基づきまして、速やかに県知事は指定する というような案で示しております。

重清委員

この条例というのはこれやなしに、今、国でできとるやつでやるということでしょう、ではないんですか、ちょっと理解が。わかりにくいんですけど、今、国がつくつとるやつで県はそれにのっつてやろうとしよるんか。新たなこの条例の中に盛り込もうとしよるんか。そこらはどうなんですか。

楠本南海地震防災課長

国の法律の考え方を、条例に同じように規定していこうというような案でございます。具体的には、国の法律において、イエローゾーン、オレンジゾーンを法律ではすることができるというのを、条例におきまして、県知事は速やかに指定するというような形で、条例で国の法律における規制の方法を、指定を進めるというような形で今、考えております。

重清委員

この中に入れるということですか。はっきり言うて。わからん。今、海部郡やったら、病院やいろんな建物とかを具体的に検討しよるんやと。それに対して、県知事はどうするんなど。この条例でやろうとしよるんか。それとも、国が決めたやつを条例の中へほうり込もうとしよるんか。そこで、どうしようとしよるんか聞きたいんですよ。何をやろうとしよるんか。それと、するんかどうか、知事は。

楠本南海地震防災課長

部長が先ほど御説明しました資料で、条例素案の10ページでございます。

10ページに津波防災地域づくりの推進ということで、県は法律に規定する津波災害区域及び特別を速やかに指定するというので、法律に基づく指定を条例で定めております。根拠については法律になりますが、津波に関する指定というのを条例で定める案でございます。

重清委員

だから、来年の6月に出すこの条例に県も定めてくるんでしょ。そのときに、今やりよるやつで、学校とか病院とか老人施設、いろんな人が恐らく入ってくると思うんですけど、今、計画しよるやつは、その時点で、6月以降か前後のときになったら、どういうふうな規制がかかるんですか。計画しとるんもとまるんですか、とめるようになるんですか。そこら、今、動つきよるところに対して、条例でどういうふうな規制がかかってくるんかなというのが、ちょっとわかりにくい。現実にもう動つきよるんですよ。浸水地域になって、ここはあかんやないかと言いながら、いけるかいけんかはわからん。それは、県知事として、県として、条例として定めてくるんかどうか。その場合に、とまるんかどうか。そこらどういう考えを持つとるんですか。

楠本南海地震防災課長

これも具体的には議会の御意見とか県民の方の御意見を伺いながら、一番早くて6月議会に条例を提出すると、こういった規制条例ですので、遡及適用というのはできないと考えております。今、県土整備部とも検討しながら、土地利用に関する部分については、またそういった御意見を伺いながら、重要な部分でござ

ざいますので、そういったこともさらに検討を進めているところでございます。

重清委員

ということは、6月、これができるまでに、計画なり、基本設計なりができておっいたらいけるという条例でいいんですか。具体的に動つきよんですよ、うちのほうは、いろんな事業が。そこらに対して、規制がかかるんかどうか、ここへ建てていいんかどうかという問題なんです。今、そうなんですよ。そこらはどんなんですか。今、計画しておったら、いけるんですか。

丸若委員長

小休します。(13時49分)

丸若委員長

再開します。(13時58分)

中張危機管理部長

重清委員からお話がありました国への財政的支援等については、これから国からもいろんな指針とかも出てくると思いますので、そういう中で、しっかりと申し上げていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

木南委員

今までの危機管理の議論を聞いて、いかに災害対策、減災対策が難しいかっていうことがよくわかるんですが、何でこんな議論になるかっていうと、きょう説明された説明資料の危機管理の一丁目一番地、「災害・危機管理対応能力の強化」、千年に一度の大規模災害に備えるため、被害想定を見直すとともに、津波による被害の防止策が云々。また、「東海・東南海・南海」三連動地震を初めとするというふうに書いてあるんですが、この千年に一度の大地震というのは、インパクトはあるんですが、何のことやいっちょもわからん。ほな、千年に一度の地震に対してハード整備をしようとするのか。この千年に一度の大規模な災害というのは、今まで過去の千年に一度、あるいは将来の千年に一度、人間でいうたら25年、40世代かかるわけやね。そのためにハード整備していくのか。あるいは、東海、東南海、南海の三連動地震はどの程度を想定してハード整備あるいはソフト整備をしていこうとしているのか。これは格好はいい。インパクトはあるけど、何のことやらさっぱりわからんというところがあって、いろんな議論がかみ合わないところがあるような感じがするんです。

千年に一度はどの地震を指しておるのか。過去ではどうなのか。将来はどの程度なのか。突喰には40メートルの津波が来るハード整備なのか。20メートルのハード整備なのか。あるいは、10メートルまではハード整備ができるけども、10メートル以上になってくると逃げてくださよというふうにするのか。やっぱり具体的なことを考えていかないと市町村行政も困るし、住民も判断に困ると。インパクトはあるんですよ、千年に一度っていう言葉は。ところが、何のことやわからんということがあって、もっと丁寧な説明ができるような

主要施策の概要っていうのを考えてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

楠本南海地震防災課長

千年に一度っていう言葉が先行しておるということで、まず、津波防止のハード整備に関しましては、国におきまして、東日本大震災の千年に一度レベルの津波は防ぎ切れないということで、百年に一度とか、高確率でやってくるような津波を防ぎ切ると。ただし、千年に一度レベルの津波が来ても防ぎ切れないが、粘って、とにかく避難時間とかを稼ぐとか、津波の高さを軽減するというので、千年に一度の地震・津波をすべて防げるようなハード整備というのは不可能であるということで考えが出ております。県におきまして、千年に一度レベル、これは非常に難しいんですが、昭和南海はマグニチュード 8.0 ということで、エネルギーが小さかったと言われております。安政が 8.4 で、その前の宝永の場合が三連動と言われまして、そこが 8.6 か 8.7 ということで、大体 500 年くらいで南海地震でも大きい地震が来ております。ここに東日本と同じようなことが起これば、次の南海地震が東日本並みの大きな地震の可能性がありますので、避難でありますとか、避難する高さの整備でありますとか、そういったものは大きな津波に対しても避難の用をします。ただし、財産とかそういう面に関しましては、ハード整備というのは耐用年数もございまして、そういったことも勘案しながら具体的な施策を進めていくというのが説明になります。東日本があったので、マグニチュード 9.0、千年っていうのがキーワードになってしまっているとは思いますが。

木南委員

意味はわかります。東日本のあの震災が千年に一度っていうふうな評価をするということだろうと思うんです。それで、徳島県も直下型は別にして、大陸棚の地震は東海、東南海、南海と、こういうことになると思うんです。今、宍喰周辺の話をお聞きしたんですが、徳島県は 400 キロの海岸線があるとされておるんですが、この 400 キロの海岸線を千年に一度に対応するようなことは到底できないと思うんです。さりとて、何にもしないという手はない。幾らかやっぱり備えはしていかなあかんと思うんですが、多分、県民あるいは当該地に対しての説明っていうのは、この程度のガードといいますか備えはすべきであると。これ以上の場合には逃げてくださいという1つのガイドラインが要るんでないかと。千年に一度、千年に一度っていうのがひとり歩きすると、千年に一度に備えたガードをしてくれるかなというふうな感覚を持つ方も多いと思うんです。徳島県としたら、あるいは国とすれば、どんなふうな減災にするのか。災害に耐えられるようなハード整備、あるいはソフト整備をしようとしているのかを、もう少し具体的にすべきでないかと。そうして、御理解をいただくというのが本当の施策でないかと思うんですが、もう一度お願いしたいと思います。

河野危機管理部次長

今、木南委員さんから、確かに千年に一度ということで、非常にこれがひとり歩きしてございます。それで、今まで津波対策ということで過去から進めてきております。これについては、基本的には防災、守り切るということで、これは継続的に進めていくと。これは、対象なんか南海地震でありますとか、大体、確率でしたら、100 年とか 150 年、頻度の高い地震でございます。今回、東日本大震災のように、連動、連動、連動で非常に大きなものにつきましては、基本的には減災、逃げるための指針を示すということで、1月に浸水マッ

プをお示したところであります。あくまで、千年に一度というのは、想定以上の大きなやつが来たときにはどうするのかとか、ハードでは絶対不可能でございますので、今ある施設は粘り強く、津波が越えて、逆に引き潮で護岸がやられるっていうようなことも多うございましたので、このあたりを減災の視点に加えて、今の施設はしっかり守っていくと。さらに、今までやってきておる対策については、しっかり補強もせないかなだろうし、それはもうしっかりやっていくということで、この行動計画の中にもしっかりと海岸の整備をするというふうにしてございますので、津波の対象となるのは2つございます。レベル2については、千年に一度の大きいやつですから、とにかく逃げるための施策を考えましょうと。レベル1については、従来、進めてきている防災の観点で、この2本立てでやっていきたいと思いますということで、それぞれをつくる条例でありますし、行動計画でありますし、それぞれを今、進めているという状況でございます。

木南委員

考え方としては理解します。ところが、きょうは事前説明ですので、この平成24年度主要施策の概要からは、そのことが全く感じられない。もう少しそのことが感じられる施策の概要を出すべきではないかと思えますので、このことを要望して終わります。

重清委員

今ので、防災、減災、どっちに力点を置いてるんですか、今のを聞かせてもらったら。

河野危機管理部次長

まずは、防災。それで、今回の東日本大震災を受けて、防災では守り切れないということで、減災の視点も加えて、防災と減災の2本立てでございます。

重清委員

減災やなしに防災やったら、うちのところ見捨てるんか。そういう解釈でいいん。減災やろ。防災やは守れるところやろ。守れんところはどないするん。先に防災をやりますって言うたやろ、今。おかしいんちゃいませうか。どんなんですか。

河野危機管理部次長

基本的に、今までやってきておる防災はしっかりと進めていかないかんでしょうと。防災をやめてしまって、すべて減災ばかりで、今までやってきておる護岸の補強とか張りコンとかいろんなやつは従来どおり進めていく中で、プラス減災の視点を持って、そのために大きな津波の暫定高も出して、逃げるための施策を考えていきたいと思いますということでございますので、防災をやめてしまうということではないんです。防災があつて、プラス減災があつてということになると私は考えております。

重清委員

そうしたら、海部郡の地域は防災地域ですか、減災地域ですか、どっちにとつとるんですか、県は。

河野危機管理部次長

私、防災っていうのは大事だと思うんです。守り切るもとがあって、それを一生懸命守って、今回、東日本大震災で守り切れなんだという事実がございますので、減災の視点も加えていきたいと思います。特に、南は、委員のおっしゃるように、津波高も高いし、浸水するところも広くございますので、そこで、減災のほうに集中はせないかんと思うんですが、今まで進めてきておるハード対策をびたつととめるわけでは私はないと思うんです。続けて進めていながら、これも粘り強い施設を確保していかなんだら、ますます厳しい状況になっていきますんで、防災があってプラス私は減災。特に、委員さんがおっしゃるところは、減災のほうを主に置いて、今、進めていくべきとは思いますが、防災をやめるということは考えていません。

重清委員

違うやろ。海部郡は、まず、防災やれるかどうかを検討するべきちゃうんですか。頭から減災で守り切れませんと。一番高いところの津波高を出しておいて、そういう考えでやるんやったら、おかしいと思いますよ。

中張危機管理部長

防災、これは、例えば、命の道をつくったり、防波堤にしても、レベル1、レベル2って話が出ましたけれども、百年に一度、それと千年レベルの地震津波、これに対応すべく、当然防災があって、これに対応できないものについては減災対策ということでやっていきたいと考えております。ですから、海岸の防波堤についても、今後も防災対策として整備をしていく必要があろうかと思ひますし、それから、我々としても、もし、千年に一度のような、既存の施設をすべて越えてくるような大きな津波、これが起こる場合については当然逃げていくための、それぞれの住民の命を一番に考えた避難対策を打ち立てていく必要があろうかと思ひます。

重清委員

理屈はようわかるんですよ。頭からもうあかんけん、減災やと。こういう考えは捨ててほしい。まずは、防災やと。どうしてもできん場合は減災で、絶対そのかわりに助けんかとやるんやったらわかります。頭から海部郡地域は減災って、こんな対応されたらおかしいと思ひますんで、ここの点だけは考え方をちょっと変えていただきたい、これだけ要望しておきます。

元木委員

重清委員、また、木南委員から津波の話がありましたので、ちょっと補足で私の感想といひますか意見を言わせていただきたいと思ひます。

今回、防災か減災かというようなお話でしたけど、私自身、突喰町ですとか由岐町を實際、自分の足で歩いてみて、また、東北地方の被災地でボランティアもしているところはあるんですけど、今回の予算を見ておりますと、これは県土整備部になるんですけども、住宅の耐震化について、既存の事業があって、その上に、今回、木造住宅の耐震の事業が加わっておるわけでございます。この中で、津波が来たところに、浸水予定地域に、中途半端な耐震化をしても結局、焼け石に水といひますか、大きい津波には

到底太刀打ちができないというような箇所っていうのはたくさんあると思うんです。そういう中で、今回の東北の震災の教訓を生かすということであれば、ぜひ、そういう関係部局ともしっかりと連携をとって、津波が来ると予測されておる、発表されておる地域であるならば、特別な取り扱いといいますか、そういうことも危機管理がリーダーシップをとって考えていっていただかないと、ほかの部局ではなかなかそういった例外的な取り扱いはできないと思うんです。そういう意味で、危機管理としての、津波困難区域、津波避難浸水予定区域に対して、違った目線で施策をとらえていただくような取り組みを要望して終わります。

楠本南海地震防災課長

耐震化というのは、まず、揺れに耐えないと避難できませんので、特に、沿岸地域は耐震化ができていないと、地震動で揺れて、道路が壊れたりしたら避難ができませんので、これは内陸部で優先的に進めるというのではなくて、まず、地震がありますので、耐震化に対しては、すべてのところで促進をしていくと。あと、いろんな避難対策であるとか、津波避難所であるとか、そういった分については危機管理部で全体調整して、行動計画等も進めていきたいと考えております。

榎本委員

資料提供をちょっと要望したいんですけども、今、那賀川で着々と進んでおります自衛隊の資材とどういものが配備されるのか。資材、機材、それと装備について、調べていただいて資料提供してください。

長池委員

聞き漏らしとつたらいかんので、もう一回聞きたいんですが、さっきから楠本さんのとこばかり質問がいつきよるみたいなんで、それで、資料を見たら、楠本さんのところだけが減っておるんで、予算が、何か理由があるんかいなと思ひまして。

楠本南海地震防災課長

南海地震防災課の予算に関しましては、前年度と大きく減っている分は、近畿の合同府県防災訓練というのが5,000万くらいございました。それから、6月でJ-ALERTの整備というのも6,000万ほどの予算で大きいものがございましたので、そういったものの整備が進んだのと、それと、先議分、補正の分もお願いしておりますので、実質的には増となっております。

長池委員

わかりました。今のはちょっと気になったぐらいですが、もうちょっと気になつとる問題がありまして、先ほどの御説明の中の概要の1ページ目、危機管理部としての10本柱のうちの5つ目、防災教育に対する総合的支援ということですが、これは読んでも支援、支援というふうに書いてあるんですが、支援するということは主のところがあると思うんですが、防災教育に対して、主の責任をとるところはどこなんでしょうか、ちょっと教えていただきたいんですが。

楠本南海地震防災課長

防災教育に関しましては、もちろん学校でも防災教育というのを進めております。それから、私どものほうは今回、来年度、人材センターでありますとか、生涯学習教育ということで、地域でありますとか、企業でありますとか、あらゆるところで防災を学べるための仕組みづくりを進めていくと。具体的には、そういった資料を作成したり、それから、地域でそういった教育とか防災対策の核となるようなリーダーを養成するとか、そういったことに関しましては、私どものほうで全体調整をしながら、統括的に実施する予定です。もちろん、教育委員会とは強力に連携しながら、進めていきたいと考えております。

長池委員

その5番に対応する予算っていうのは、具体的に何ページの何っていうのを言ういただけませんかでしょうか。

楠本南海地震防災課長

資料の6ページ、7ページで、南海地震防災課の一般会計でございます。これの下に防災センターの事業とマル新でとくしま防災人材センター設置事業ということで、人材の養成をするというようなことが新規でございます。

あと、南部防災館におきましても、啓発というようなことも、防災センターの事業というのも南海地震防災課で実施しておりますので、そういった予算でございます。

長池委員

防災教育、特に子供の教育っていうのが、今後の徳島における被害を最小限にするためのキーワードになってくるのではないかなと感じておまして、そういった意味でいろいろなハード面の整備と並行して、人の教育っていうか、そういう部分を進めていくべきだと。釜石の奇跡といわれております、小学生、中学生が率先して避難行動したっていうのも、やはり教育のたまものであると聞いておりますので、ぜひ、防災教育に関して、支援という言葉を使っておるとは思うんですが、県がしっかりと各教育機関、また自主防災組織であったり、それぞれの現場のリーダーシップをとって、防災教育には取り組んでいただきたいなというふうに感じておりますので、ぜひ、その点を踏まえて、また年度を越していただきたいと思います。

あと1点、条例の素案とありますが、これは私ちょっと聞きたいんですが、最終的にはどういうふうに、この素案のどこそこにこうしたほうがええんちゃうかというふうな意見は、いつ、どのタイミングで言うたらいいんか教えていただきたいんですけども。

楠本南海地震防災課長

また、付託もございますし、それから、代表・一般もございますし、それと、まだ素案でございますので、これに関しましては、市町村にも御説明しまして、それから、パブリックコメント等、県民の方のいろいろな御意見を踏まえながら、利用規制というのもございますので、慎重に検討したいと思っておりますので、随時御意見いただければと考えております。

長池委員

私もまだじっくりと読み込んでない、また、勉強不足のところがありますが、こういうのにもしっかり取り組んでいきたいと思いますので、ぜひ、また別の機会にお話し合いができればいいと思いますので、よろしくお願いします。

丸若委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(14時24分)